

第5回中間報告書

平成25年3月

十和田市議会

はじめに

議会改革特別委員会が設置され、2年となる。この間、委員会開催数は36回にのぼり、ハイペースで議論がなされた。それは、内容重視はもちろんであるが、改革にはスピードも重要との委員の総意があったためである。

委員会は、現在の状況が本来の議会に本当に合っているのかいないのか。必要か必要ないのか。新たなことをすべきかすべきでないのか。すべきとすればその方法は、など、他自治体の状況を参考にしながらも、あくまで我々十和田市議会はどうあるべきかを常に意識し、議論を重ねてきた。

当初、市民からは今さら改革なんて遅すぎる。意味がない！等、厳しいご意見を頂いた。それでも議会は当委員会を中心に、より良い議会、開かれた議会を目指し、全議員がひとつとなり、着実に改革を進めてきた。そして、これからもこの歩みを止めることはない。なぜなら、改革はまだ始まったばかりであり、議員一人一人が、時代の変化や市民のニーズへの対応が今まで以上に、必要であることを認識したからである。

しかし、これだけは言っておきたい。我々は決して、大衆迎合（ポピュリズム）的な議会は望んでいない。その改革が本当に必要かどうか、広い視野で中長期的な考え方で判断をしていくことを。

1. 報告事件

議会改革に関する調査・研究

2. 活動の経過

| 区分 | 開催期日 | 内容 |
|------|------------------------|--|
| 第29回 | 平成24年9月4日(火) | 検討項目について ・議会だより ・映像配信 ・予算編成前の意見交換会 ・議案の事前説明 ・議会運営委員会の陳情の取り扱い ・常任委員会の数 |
| | 平成24年9月11日、 12日、25日 | 市議会インターネット中継(試験放送) |
| 第30回 | 平成24年10月1日(月) | 会派意向調査の結果について(常任委員会の数) 検討項目について ・会議規則 ・市民に必要な条例案の制定 ・議会費予算編成 ・電子メールの活用 ・メールボックス等の活用 ・会派控え室の整備 議長交際費の公開について |
| 第31回 | 平成24年10月15日(月) | 検討項目のまとめについて ・会議規則 ・議会費予算編成 ・電子メールの活用 ・会派控え室の整備 ・常任委員会の数 議長交際費の公開について |

| 区 分 | 開催期日 | 内 容 |
|--------|--|---|
| 第 32 回 | 平成 2 4 年 1 1 月 5 日 (月) | 検討項目について <ul style="list-style-type: none"> ・会派控え室の整備 ・常任委員長等の費用負担 市議会・市民との意見交換会実施要綱 (案) について 議会基本条例 (案) の進め方について |
| 第 33 回 | 平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日 (水) | 検討項目について <ul style="list-style-type: none"> ・会派控え室の整備 ・常任委員長等の費用負担 市議会・市民との意見交換会実施要綱 (案) について |
| | 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日、 1 2 月 9 日、1 0 日、1 3 日 | 市議会インターネット中継 (試験放送) |
| | 平成 2 4 年 1 2 月 9 日 (日) | 本会議一般質問を日曜日に開催 |
| | 平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日 (木) | 常任委員会所管事務調査の報告 |
| 第 34 回 | 平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 (火) | 検討項目について <ul style="list-style-type: none"> ・会派控え室の整備 議会基本条例 (案) に盛り込む項目について 第 5 回報告 (案) について |
| 第 35 回 | 平成 2 5 年 1 月 1 7 日 (木) | 検討項目について <ul style="list-style-type: none"> ・会派控え室の整備 議会基本条例 (案) に盛り込む項目について 第 5 回報告 (案) について |
| 第 36 回 | 平成 2 5 年 2 月 1 3 日 (水) | 第 5 回報告 (案) について |

3. 今回の報告にあたっての説明事項

(1) 参考とした主な事例等について

- 青森県内の議長交際費の支出状況
- 東京都中央区議会、山口県下松市議会の議長交際費支出基準
- 議会基本条例の先進事例（千葉県流山市議会、三重県鳥羽市議会）
- その他、先進事例

(2) 報告済みの項目の実施状況について

①インターネット中継・会議録検索システム

平成24年第3回定例会の一般質問から、ユーストリーム方式での試験中継を実施しております。録画の視聴については累計1,650件を数えました。（平成25年2月12日現在）画像の精度が悪い、音声聞き取りにくいといったご意見については、カメラの性能を向上させ、音声をアンプから直接入力するなどの方法で改善を図っていきたいと考えています。

会議録の検索・閲覧を充実するために導入した会議録検索システムについては、9月1日から運用を開始し、「検索が容易にできるようになった」「発言集を作成できるのは便利」などの評価をいただいております。

今後もPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）の考え方をもとに、よりよいものを目指し、実施してまいりたいと思います。

②常任委員会の所管事務調査報告

平成24年第4回定例会最終日から、所管事務の調査報告を実施しております。各委員会の所管事務調査報告書を議席に配付、主な調査の経過と結果についての報告を委員長が登壇して行うことで、委員会活動の周知に繋がったと考えています。

また、各委員会からは所感のみならず、具体的な提言もなされていたことから、今後委員会の果たす役割は、ますます重要になっていくものと考えています。

⑤日曜議会の実施

若手勤労者層の参加を促し、議会への関心を高める運営手段として、平成24年第4回定例会の一般質問（平成24年12月9日）を日曜日に実施いたしました。庁舎管理・人件費等の経費増を極力抑えるために、庁舎内の動線を一つにし、職員の手当は休日振り替え等にいたしました。また、継続実施の判断材料とするために傍聴者へのアンケート調査も行いました。傍聴者の人数は23人と平日開催時と大きな増減はありませんでしたが、回収したアンケートからは「今後も継続したほうがよい」（10人中8人）という声も聞かれました。一度の実施だけでは判断が難しいことから、次年度においても検証が必要と考えます。

 アンケート調査の結果は11～12ページに添付しています。

⑥政務活動費

住民への周知及び理解を深めるために、使用状況並びに調査報告について、議会だよりやホームページで公開するものとしておりましたが、その対象とする年度を平成25年度分からとし、平成26年4月以降から公開することになりました。

4. 審査の経過と概要

第4回中間報告は、議会の活動を活発化させるための所管事務調査の充実や行政視察調査報告の充実、厳しい財政状況を勘案して費用弁償の一部廃止や政務調査費の減額、公正で開かれた議会を目指すために議長交際費の公開などについての会議結果をとりまとめて報告しました。

今回は、未検討項目を一度は議論するという考えのもとに、検討を行いました。検討項目の検討と並行し、先進議会の議会基本条例を参考としながら、条例案策定のための作業イメージや本市議会独自に取り入れるべき項目について議論いたしました。全体としてロードマップの計画どおりの進捗となっています。

平成23年3月に設置された当委員会の審査も36回を数え、全50項目について、新たな取り組みを行うとしたもの、現行のとおりとするものにと結果をまとめました。審査の経過では、議会基本条例に取り入れるべきとする本市独自の項目の提案や、結果を出した項目についても定期的に見直す必要があるといった意見が出るなど、委員個々の意識の高まりが感じられました。

今後は本市議会として、議会基本条例策定の必要性を議論していくことになろうかと思いますが、検討を終えた全50項目についても、引き続き機会を捉えながら、見直しの作業が必要になると考えます。

5. 検討結果

(1) 市議会・市民との意見交換会実施要綱

第2回中間報告で実施することとした「市議会・市民との意見交換会」について、実施するために必要な要綱を作成しました。目的、時期、報告内容を示すとともに、議員の役割分担、成果や効果等についても記載しております。実施しながらもその都度反省・改善し、必要に応じて実施要綱をよりよい内容にしていきます。

 実施要綱は13～14ページに添付しています。

(2) 議会基本条例について話し合われた際の提案事項

全国的に制定が進んでいる議会基本条例は、地方議会の最高規範ともいえる条例であるとされ、議会と議員の活動原則や市民参加を推進することなどが明文化されています。しかし、議会基本条例の制定は1つの区切りであり、制定後の積極的な行動が重要であると考えています。議会基本条例について話し合われた中では、下記のような事項が話されました。

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ①キャッチフレーズの導入 | ⑪市民に必要な条例案の制定 |
| ②一問一答・反問権 | ⑫正副議長の立候補制 |
| ③議員間の自由討議 | ⑬同意人事に関わる選任前の所信表明、 辞任時の報告 |
| ④常任委員会の活発化 | ⑭議決事件の追加 |
| ⑤議会報告会 | ⑮会派に関すること |
| ⑥議員倫理に関すること | ⑯議会広報に関すること |
| ⑦モニター制度 | ⑰文書による質問 |
| ⑧情報公開の取り組み、慣例の見直し | ⑱政策等の形成過程の説明 |
| ⑨議員報酬及び定数に関わる継続的な検討 | ⑲見直し手続き |
| ⑩議会改革の継続的取り組み | ⑳政策研究に関すること |

(3) 会派控え室の整備

議会において政治上の主義、理念、政策を共有する議員が集まった団体を会派と呼びます。他市議会のほとんどが、会派で議論する場、住民からの相談への対応等の場として議事堂内に会派控え室を整備しています。本市議会では、会派控え室が整備されていないこともあり、その必要性についても議論を重ねました。議論の結果としては、会派として議会活動をする上で必要な施設であることは十分認められる。しかしながら、庁舎の構造上の問題や財政的なことも勘案すれば、今後も議会全体の課題として検討を継続しつつも、庁舎の改修時等において、理事者側に考慮していただきたい旨を要望するということになりました。

【検討した50項目の総括】

| | 新たな取り組みを行うなどの結論を得たもの | 現行のとおりとしたもの | 合計 |
|--------|----------------------|-------------|------|
| 平成23年度 | 9 | 8 | 17項目 |
| 平成24年度 | 15 | 18 | 33項目 |

 詳細は15ページに記載しています。

十和田市議会議長交際費ホームページ公表基準

1. 趣旨

この基準は、議長交際費(代理出席を含む。以下「交際費」という。)の執行状況の透明性を高め、市民の議会に対する理解と信頼を深めてもらうため、交際費の執行状況公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 公表事項

交際費の公表事項は次のとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額
- (5) 累計件数
- (6) 累計金額

3. 支出区分

前記2の(3)の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 会費 会費制で行われる会合、懇親会等の出席に係る経費
- (2) 祝儀 総会、懇親会等の行事に対する御祝に係る経費
- (3) 弔慰金 葬儀等における香典、花輪、生花等に係る経費
- (4) 寸志 行政視察先等への土産、議員交流会等に係る経費
- (5) 賛助金 賛助金、副賞代等に係る経費
- (6) 見舞金 病気、災害等の見舞に係る経費
- (7) その他 上記のほか、議長が特に必要と認めるもの

4. 公表

交際費の公表は、十和田市個人情報保護条例(平成17年度十和田市条例第12号)に基づいて行うものとする。

5. 公表時期及び方法

公表は、月毎に区分整理し、当月分を翌月末日までに、十和田市議会ホームページに掲載して公表する。

6. 実施時期

平成25年2月から実施する。

十和田市議会傍聴者アンケート調査【集計】

実施日：平成24年12月9日（日）、10日（月）

○傍聴者数 38人 ○アンケート回収 10件（回収率26.3%）

- あなたの性別は男性、女性のどちらですか？（1つだけ）
① 男性 5人 ② 女性 5人
- あなたの年齢は次のうちどれにあてはまりますか？（1つだけ）
① 20代以下 0人 ② 30代 2人 ③ 40代 0人
④ 50代 0人 ⑤ 60代 4人 ⑥ 70代以上 4人
- あなたのお仕事をお知らせください。（1つだけ）
① 会社員 1人 ② 商工業 0人 ③ 農林業 0人 ④ 主婦 1人
⑤ 公務員 1人 ⑥ 無職 7人 ⑦ その他 0人
- 今回の議会の日程は何で知りましたか？（複数回答可）
① 議会だより 6人 ② 広報とわだ 10人 ③ 新聞 1人
④ ホームページ 1人 ⑤ 駒らん情報めーる 2人 ⑥ その他 1人（※無記入）
- 今まで議会を傍聴したことがありますか？（1つだけ）
① 今回が初めて 4人 ② 過去にも傍聴したことがある 6人
- 今後も日曜議会（一般質問）は開催した方がよいですか？（1つだけ）
① 継続したほうがよい 8人 ② しなくてもよい 1人 ③ どちらでもよい 1人
- 日曜議会を行うとすれば、どの時期がよいと思いますか。（複数回答可）
① 春 2人 ② 夏 4人 ③ 秋 3人 ④ 冬 4人
⑤ その他 3人

| |
|----------------|
| ・冬以外 |
| ・どの時期でもかまわない |
| ・農繁期以外がよいと思います |
- 一般質問について、議員の発言、市の答弁内容は理解できましたか。（1つだけ）
① 理解できた 4人 ② おおむね理解できた 2人
③ あまり理解できない 1人 ④ 理解できなかった 0人 ※無記入 3人

9 一般質問に対してお気づきの点などがありましたらお知らせください。(自由記入)

注) 可能な限り原文のまま記載しております

- ・議員によっては必要のない事を長く言い続ける事は時間のムダです。すぐ質問するよう議長から注意すべきでは？ 質疑応答で何度も同じ事をくりかえして言っている。これは？
- ・新たな情報を得ること、ライブ傍聴ならではの充足感を期待して臨んだが、“期待はずれ”…。休日開催となると〔手当て支給〕が発生する!? 税金のむだ遣いの危惧だけが強く残念!!!
- ・市側の答弁に熱心さが見えない。もっと内容そのものを的確に!! 一問一答式なのだから、ペーパーを読み上げる答弁はダメ。face to faceの姿勢でやるべし。
- ・質問者の壇上での質問が長すぎないか? (長い人もいる)。簡単に解りやすく。壇上の質問者に対してヤジはあるが終わっても拍手は聞いたことがない。

10 議会・議員への提言、意見等がありましたら記入してください。(自由記入)

注) 可能な限り原文のまま記載しております

- ・勉強になりました。ありがとうございました。
- ・奥入瀬遊歩道又その他保全について 観光地としてきちんとした遊歩道はお客様から高感度アップです。歩きやすい道作りは観光客に再び訪れたい意識を持たせ経済効果があると思います。
- ・言い尽されたノウガキや見識のひけらかしは時間浪費でありうっとうしい。議員としての見解を簡潔に質問し、質の高い“Q&A”のために時間を有効的に効率よく利用して欲しい。無意味なパフォーマンスは不要!!!
- ・各議員の勉強程度(やる気)がよくわかるので広くQ&Aを公開する手段を検討すべし。
- ・本日のように傍聴者があれば今後も日曜傍聴を続けた方が良いと思う。しかし職員の勤務手当等経費が多くなるとすればやらない方を望む。会議中に議員が勝手に出入りするのとはとても見苦しい。
- ・市民の代表である議員が年4回の定例議会において最低1回でも登壇した方が良いと傍聴者の多くが望んでいると思う。関心のある人が多いけれどもいつも同じような議員の一般質問だけでは傍聴者が増えないと思っている。
- ・十和田駅(バス停) 公衆電話・郵便局なくて不便。中央公園のトイレがないと不便。
- ・中途退出・遅刻・バッジ不着用など、議員は緩んでいる。歴史好きは結構だが、議事の速やかな進行を妨げている。議長が飾りでないならば即質問に移るよう促すべきだ。居眠り・バッジ不着用など、市職員も緩んでいる。これを市民に公開していいのか? どちらも市民の税金で禄を食むものだろう?
- ・今回は初回ということもあり、傍聴者も多くはありませんでしたが、続けていくことで定着してくる部分もあろうかと思っておりますので、今後も毎回でなくとも検討いただきたいです。
- ・皆さん良かったです。十和田市長が優しく丁寧に伝えてくれて良かった。中央公園のトイレを無くしないでほしい。(皆様の為にも)

「十和田市議会・市民との意見交換会」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、十和田市まちづくり基本条例（平成24年6月26日十和田市条例第18号）第9条第2項の規定に基づき、議会の活動状況等について市民への説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うために実施する「十和田市議会・市民との意見交換会」（以下「報告会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（時期等）

第2条 報告会は、議長が必要と認める時期に開催する。

2 報告会は班単位とし、一回につき4カ所程度で開催する。

（報告内容）

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）議案審議の経過と結果の概要

（2）その他重要と思われる事項

（報告会の役割）

第4条 報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し、決定する。なお、質疑応答は全員で行うものとする。

2 会場の利用予約、確保、必要物品等の準備調達は事務局が行うものとする。

（編成・構成）

第5条 班は、議員全員を5人または6人に分け、4班編成とする。

2 班構成は、同一会派に偏らないように会派代表者会議で調整し、議長が指名する。

3 班の代表者は班構成員による互選によって決定する。

（会場等）

第6条 各班が担当する日程及び会場については、班代表者が協議し決定する。

（記録）

第7条 記録者は報告会の要点を整理して、記録を作成する。

（報告会）

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ 班の代表者
 - (2) 議会報告 班の報告者
 - (3) 質疑応答 司会進行
 - (4) 意見交換（自由討議） 司会進行
 - (5) 閉会あいさつ 班の代表者
- (資料)

第9条 報告会での配布資料は同一時期に複数の報告会を開催する場合にあっては、共通資料とし、必要がある場合には各班において適宜準備する。

(成果・効果等)

第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、代表者が議長に文書によりするものとする。

2 前項の報告書は市議会ホームページに掲載するものとする。

3 報告会において市民が発言した市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長等に文書等で報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

検討項目の実施状況について

| 大分類 | 中分類 | 項目 | 番号 | 検討時期 | | 実施化 | 検討結果 | |
|------------------|-----|-----------------|----|------|-----|--------|--|-----------------------------------|
| | | | | H23 | H24 | | ○新たな取り組みを行うなどの結論を得たもの △現行のとおりとしたもの -未検討のもの | |
| 1 議会運営に関する事 | | | | | | | | |
| ア. 本会議関係 | | | | | | | | |
| | | 一問一答方式 | 1 | レ | | H24.9 | ○ | 一問一答方式を選択できる。項目毎の質問方式。 |
| | | 反問権 | 2 | レ | | H24.9 | ○ | 一問一答とセットで導入する。 |
| | | 議員間の自由討議 | 3 | レ | | なし | △ | 時期尚早 |
| | | 一般質問のあり方 | 4 | レ | | なし | △ | 質問する場所は現行のままとする。 |
| | | 代表質問 | 5 | レ | | なし | △ | 議員数が少ないことになじまない。 |
| | | 本会議制から委員会制への変更 | 6 | レ | | なし | △ | 今後も議員全員による本会議制を維持する。 |
| | | 本会議の土日開催 | 7 | レ | | H24.12 | ○ | 試験的に実施する。継続については費用対効果を検証してから。 |
| | | 議決事件(96条第2項) | 8 | レ | | なし | △ | 時期尚早、理事者側の意見を聞いて再検討。 |
| | | 音響設備 | 9 | レ | | 未定 | ○ | 全議席、全理事者にマイクを設置するよう求める。 |
| | | 会期日程 | 10 | レ | | H24.9 | ○ | 予算審査・決算審査において、日数を増やし対応する。 |
| | | 議事日程 | 11 | レ | | H24.6 | ○ | 議員表彰や申慰等も掲載する。傍聴者へも資料を配布する。 |
| イ. 委員会 | | | | | | | | |
| | | 予算、決算審査の常任委員会 | 12 | レ | | なし | △ | 6で議員全員による本会議制を維持するとしていたため。 |
| | | 議会改革特別委員会のあり方 | 13 | レ | | 継続 | ○ | 取り組みを継続するものとする。 |
| | | 常任委員会・担当部局との関係 | 14 | レ | | H24.12 | ○ | 定例会ごとに所管事務報告を議事日程に掲げ実施する。 |
| | | 行政視察調査・報告書 | 15 | レ | | H25.4 | ○ | 報告書の充実を図る。ホームページにも掲載する。 |
| 2 議会機能の強化 | | | | | | | | |
| ウ. 議会の機能の強化 | | | | | | | | |
| | | 委員会・執行機関の出席義務化 | 16 | レ | | 継続 | △ | 現行のままで、委員会の審査を充実させる。 |
| 3 情報の公開と共有 | | | | | | | | |
| オ. 会議の公開 | | | | | | | | |
| | | インターネット中継 | 17 | レ | | H24.9 | ○ | 低廉なユーストリーム方式での試験中継を開始する。 |
| | | 会議録 | 18 | レ | | H24.9 | ○ | 早期の会議録検索システムの導入が望ましい。 |
| | | 議会だより | 19 | レ | | 未定 | ○ | 記名投票が行われた際に、その賛否を掲載する。 |
| | | 映像配信 | 20 | レ | | なし | △ | インターネット中継と同じ項目として取り扱いをした。 |
| | | 一部事務組合等の報告 | 21 | レ | | なし | △ | 特別地方公共団体に関することは検討項目から削除する。 |
| 4 市民参加のあり方 | | | | | | | | |
| カ. 議員 | | | | | | | | |
| | | 議会報告会 | 22 | レ | | H25.4 | ○ | 議会からの報告だけでなく市民と意見交換できる形態で実施する。 |
| | | 委員会の市民懇談会 | 23 | レ | | なし | △ | 現状での実施は可能である。ただし、懇談会の位置付けが必要。 |
| キ. 市民の意識調査 | | | | | | | | |
| | | 目安箱 | 24 | レ | | なし | △ | 市の投書箱や電子メールのほうが利便性が高いため。 |
| ク. 公聴会・参考人制度等 | | | | | | | | |
| | | モニター制度 | 25 | レ | | 未定 | ○ | 議会基本条例制定時に必要に応じて設置する旨を明記。 |
| | | 参考人活用 | 26 | レ | | 継続 | △ | 現行制度のままで行えることから、積極的に活用する。 |
| ケ. 請願・陳情 | | | | | | | | |
| | | 調査・活動範囲 | 27 | レ | | 継続 | △ | 調査活動において必要な予算について検討する。 |
| | | 陳情・請願の扱い | 28 | レ | | H25.3 | ○ | 陳情も請願と同様の取り扱いをする。 |
| 5 議員倫理 | | | | | | | | |
| コ. 議員倫理 | | | | | | | | |
| | | 議員倫理規定 | 29 | レ | | 未定 | ○ | 議会基本条例制定時に項目として設けることとする。 |
| 6 適正な枠組み | | | | | | | | |
| サ. 報酬、費用弁償 | | | | | | | | |
| | | 議員定数 | 30 | レ | | なし | △ | 人口同規模市議会と比較した結果、妥当と判断する。 |
| | | 議員報酬 | 31 | レ | | なし | △ | 人口同規模市議会と比較した結果、妥当と判断する。 |
| | | 費用弁償 | 32 | レ | | H25.4 | ○ | 開会日から閉会日の間に開催される委員会の日当を廃止する。 |
| | | 手当 | 33 | レ | | なし | △ | 費用弁償と同じ項目として取り扱いをした。 |
| シ. 政務調査費 | | | | | | | | |
| | | 政務調査費 | 34 | レ | | H25.4 | ○ | 月額1万円引き下げ、2万円とする。(平成26年12月31日まで) |
| ス. 議会関係例規の整備及び制定 | | | | | | | | |
| | | 議会基本条例 | 35 | レ | | 未定 | ○ | 議会基本条例の素案を委員会で検討していくものとする。 |
| | | 会議規則 | 36 | レ | | 継続 | △ | 地方自治法改正に対応するとともに、定期的に見直すものとする。 |
| | | 市民に必要な条例案の制定 | 37 | レ | | 未定 | ○ | 議会基本条例制定時に項目として設けることとする。 |
| 7 その他 | | | | | | | | |
| セ. その他 | | | | | | | | |
| | | 議員負担の経費 | 38 | レ | | なし | △ | 会派代表者会議で検討していただくこととした。 |
| | | 予算編成前の意見交換会 | 39 | レ | | 継続 | △ | 現行の常任委員会の調査や請願審査を活用し、意見反映を目指す。 |
| | | 議案の事前説明 | 40 | レ | | なし | △ | 市長部局からの依頼であり、議会側としては現行のままで差し支えない。 |
| | | 議会費予算編成 | 41 | レ | | H24.11 | ○ | 各会派から要望がある場合は議会全体として協議することとする。 |
| | | 電子メールの活用 | 42 | レ | | 継続 | △ | パソコン等の習熟に努力し、電子機器の活用を推進していく。 |
| | | メールボックス等の活用 | 43 | レ | | 継続 | △ | 現行のままでより活用を図る。 |
| | | 全員協議会のあり方 | 44 | レ | | H25.4 | ○ | 理事者側依頼の全員協議会は会議規則に規定し、正規の会議とする。 |
| | | クールビズ | 45 | レ | | H24.6 | ○ | 本会議場でネクタイをはずすクールビズを実施。 |
| タ. 追加 | | | | | | | | |
| | | 会派控え室の整備 | 46 | レ | | 未定 | △ | 必要性は認めるものの、庁舎整備と合わせて考えるべき。 |
| | | 議会運営委員会の陳情の取り扱い | 47 | レ | | なし | △ | 陳情・請願の扱いと同じ項目として取り扱いをした。 |
| | | 常任委員会の数 | 48 | レ | | 継続 | △ | 時期尚早。次期議員改選期まで方向を見出す。 |
| | | 議長交際費の公開 | 49 | レ | | H25.2 | ○ | 議長交際費をホームページで公開する。 |
| | | 常任委員長等の費用負担 | 50 | レ | | なし | △ | 会派代表者会議で検討していただくこととした。 |

議会改革特別委員会
委員名簿

平成23年3月17日選任

| No. | 役職 | 氏名 | 会派 |
|-----|------|-------|----------|
| 1 | 委員長 | 畑山親弘 | 市政・社民クラブ |
| 2 | 副委員長 | 堰野端展雄 | 高志会 |
| 3 | 委員 | 江渡信貴 | 高志会 |
| 4 | 委員 | 舩甚英文 | 日本共産党 |
| 5 | 委員 | 桜田博幸 | 明政一心会 |
| 6 | 委員 | 工藤正廣 | 明政一心会 |
| 7 | 委員 | 杉山道夫 | 市政・社民クラブ |